

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年1月23日提出
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 明美
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【事務連絡者氏名】	長瀬 博子
【電話番号】	03-6752-1050
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	あおぞら・世界配成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

あおぞら・世界配成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）（以下「ファンド」、「当ファンド」または「本ファンド」ということがあります。）
・愛称として「くらだし」という名称を用いることがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2025年1月24日から2025年7月24日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

あおぞら投信株式会社

ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>

電話番号 050-3199-6343（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

（9）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、日本を含む世界の株式等に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

預託証券（DR）、上場投資信託（ETF）および不動産投資信託（REIT）等を含みます。

ファンドの基本的性格

1)商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
追加型投信	内 外	資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
	年2回			
	年4回	日本		
債券	年6回 (隔月)	北米		
		欧州		
		アジア		
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		中南米		
		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (株式、オプション))	日々	中近東 (中東)		
	その他 ()	エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式、オプション）））と収益の源泉となる資産を

示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファン

2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネジメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記から「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記からに掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記からに掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1 世界の配当成長株に投資します。

- 投資信託証券*への投資を通じて、日本を含む世界の主要取引所に上場されている、相対的に配当利回りと増配（配当成長）の可能性が高いと判断される株式等に投資を行います。
 - S&P500配当貴族指数およびS&Pグローバル配当貴族指数の構成銘柄をその主要投資対象とし、当該指数の構成銘柄以外も最大で40%程度まで組み入れることを可能とします。
- *<組入れ投資信託証券>（以下「組入れファンド」または「組入れ指定投資信託証券」という場合があります。）
 ①TCWファンズ-TCWグローバル・ディビデンド・スター・プレミアム・ファンド カレンジープレミアム・シェアクラス（円建）
 ②あおぞら・マネー・マザーファンド

2 株式カバードコール戦略を活用し、オプション・プレミアム（オプション売却の対価として受け取る権利料）の獲得を目指します。

- 株式カバードコール戦略とは、株式等に投資すると同時に、個別銘柄ごとに、投資した株式等の一部または全部にかかるコール・オプションを売却する戦略です。
- 相対的に高いオプション・プレミアムの獲得が期待できる反面、投資した株式等の価格が上昇し、コール・オプションが権利行使された場合には、株式の値上がり益の一部または全部を放棄することになります。
- カバー率（保有銘柄に対するコール・オプションのポジション）はアクティブに変更を行い、オプション・プレミアムの獲得に加え、保有銘柄の値上がり益の獲得も目指します。
- 資産規模等により上記のような運用が困難な場合は、上場投資信託（ETF）を通じて株式のカバードコール戦略を行うことがあります。

3 通貨カバードコール戦略を活用し、オプション・プレミアム（オプション売却の対価として受け取る権利料）の獲得を目指します。

- 通貨カバードコール戦略とは、本ファンドが実質的に保有する米ドルを主とする投資対象通貨建て資産に対して、その通貨ごとに、対円で保有資産の一部または全部にかかるコール・オプションを売却する戦略です。
- 相対的に高いオプション・プレミアムの獲得が期待できる反面、投資対象通貨が円に対して上昇し、コール・オプションが権利行使された場合には、通貨の値上がり益の一部または全部を放棄することになります。

4 毎月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、決算毎に収益分配方針に基づき分配を行うことを目指します。

*本ファンドは為替ヘッジは行いません。

*本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。本ファンドの仕組みについては後記「ファンドの仕組み」をご参照ください。

*運用状況によっては、分配金の金額が変わるもの、あるいは分配金が支払われない場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

世界配当成長株への投資

世界の相対的に配当利回りと増配(配当成長)の可能性が高いと判断される銘柄に投資を行います。S&P500配当貴族指数およびS&Pグローバル配当貴族指数の構成銘柄をその主要投資対象とし、当該指数の構成銘柄以外も最大で40%程度まで組み入れることを可能とします。

【S&P500配当貴族指数とは】

S&P500指数構成銘柄のうち、原則として過去25年連続して毎年増配している大型優良株で構成されている指数です。

配当貴族指数[※]の値動き



【S&Pグローバル配当貴族指数とは】

S&Pグローバル総合指数構成銘柄のうち、原則として過去10年連続して毎年増配または安定配当を続けている好配当株式で構成されている指数です。

期間: 1996年1月～2024年10月
出所: S&P、MSCI Inc.からのデータを基に委託会社が作成

*配当貴族指数とは、S&P500配当貴族指数とS&Pグローバル配当貴族指数を1:1の割合で合成したものです。

**MSCIワールド指数は、世界の先進国に上場している大・中型株を対象にしたインデックスです。

***S&P500は、米国的主要産業を代表する500社により構成されたインデックスです。

※左記は過去のデータであり、将来の結果を示唆あるいは保証するものではありません。左記のデータは配当成長株の優位性を示すための参考データであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。

※左記のデータで用いられている指標は全て配当込みのものです。

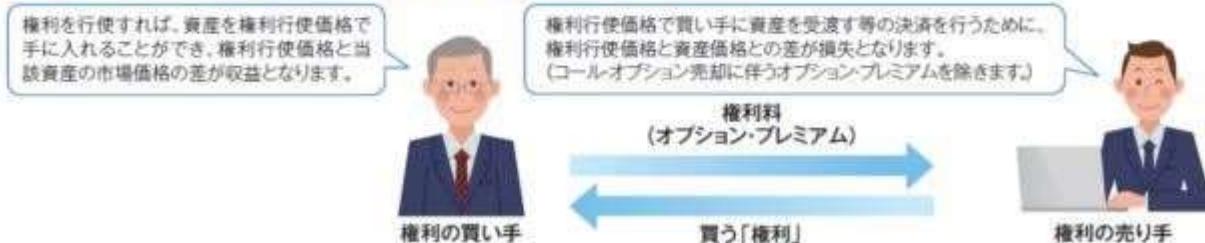
カバードコール戦略の活用

カバードコール戦略とは、ある特定の資産(株式・通貨等)に投資すると同時に、保有資産に対するコール・オプションを売却(一部または全部)することによって、保有資産の将来の値上がり益(キャピタルゲイン)を放棄(一部または全部)する代わりに、オプション・プレミアム(オプション売却の対価として受け取る権利料)の獲得を目指す戦略です。

【コール・オプション取引とは】

コール・オプション取引とは、株式や債券、通貨などの資産を、満期日(権利行使日)に、あらかじめ決められた価格(権利行使価格)で買う「権利」を売買することです。コール・オプションの買い手は、この権利を得る対価として、コール・オプションの売り手に権利料(オプション・プレミアム)を支払います。

【満期日に資産価格が権利行使価格を超えて上昇していた場合】



【満期日に資産価格が権利行使価格を超えて上昇しなかった場合】

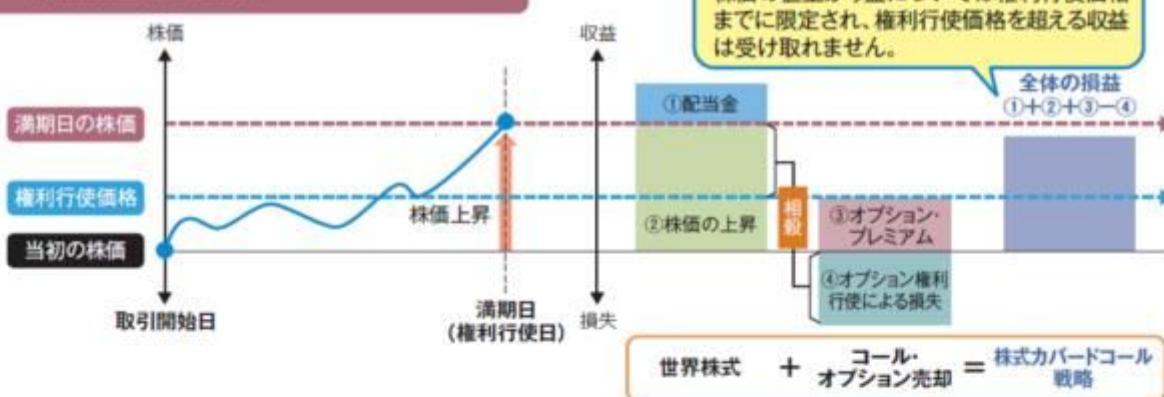
権利行使価格を超えて資産価格が上昇しなかった場合は、コール・オプションの権利は行使されず、決済も行われないため、コール・オプションの売り手にとって、コール・オプション売却に伴うオプション・プレミアムが収益となります。

※上記はカバードコールの取引に関する説明の一部であり、すべてを網羅したものではありません。

※上記は保有資産に対して、当該保有資産のコール・オプションを全て売却したものとして記載しています。組入れファンドでは、保有資産の一部または全部にかかるコール・オプションを売却します。また、各コール・オプションの売却は、市場環境等を考慮し、それぞれ異なるタイミングで行う場合があります。

株式カバードコール戦略の損益(イメージ図)

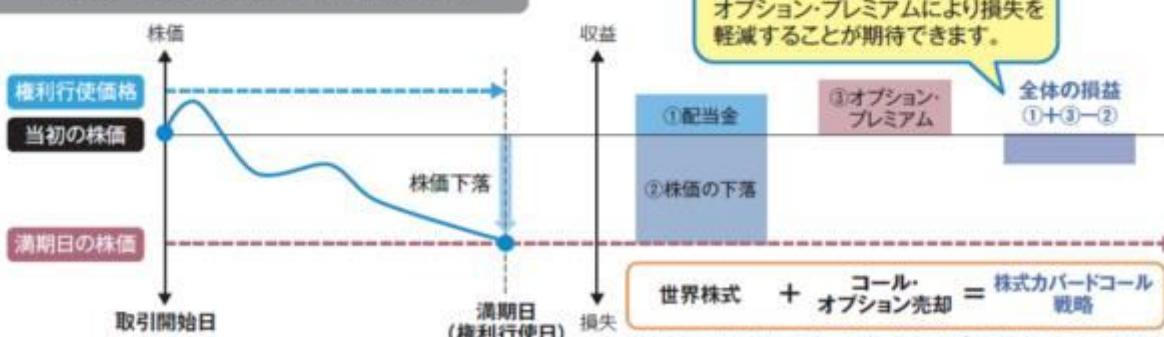
株価が上昇した場合(権利行使価格を超過)



株価が上昇した場合(権利行使価格以下)



株価が下落した場合(当初の株価以下)



*上記のイメージ図は株式カバードコール戦略の満期日における損益についてご理解いただくことを目的に委託会社が作成したものであり、本ファンドの実際の運用成果を明示するものではなく、また、将来の運用成果等を保証するものではありません。

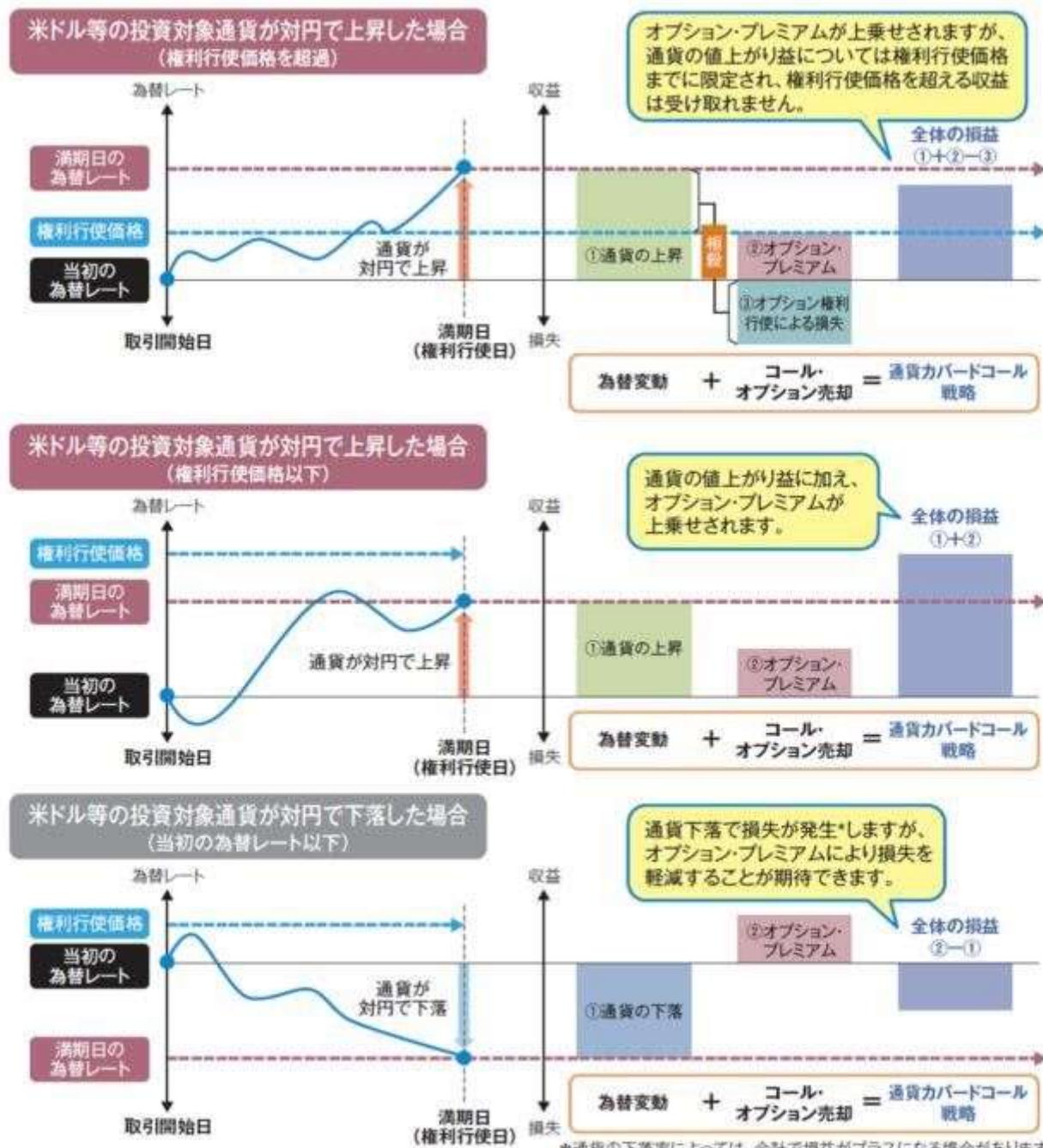
*上記のイメージ図は、投資する株式において配当金の支払いがあったことを前提としております。また、運用に係るコスト、為替変動等は考慮していません。

*本ファンドの株式カバードコール戦略は個別銘柄ごとに行いますので、当該損益も銘柄ごとに異なります。

*上記のイメージ図における「株価が上昇した場合」については、満期日(権利行使日)に権利行使されたものとして記載しておりますが、実際の運用においては権利行使日に必ず権利行使されるとは限りません。また、オプションには、満期日(権利行使日)に限り権利行使が可能なものと、満期日(権利行使日)までいつでも権利行使が可能なもの等があります。

*上記のイメージ図は、株式1銘柄を保有し、当該銘柄のコール・オプションを全て売却したものとして記載しています。組入れファンドでは、保有銘柄の一部または全部にかかるコール・オプションを売却します。また、各コール・オプションの売却は、市場環境等を考慮し、それぞれ異なるタイミングで行う場合があります。

通貨カバードコール戦略の損益(イメージ図)



*上記のイメージ図は通貨カバードコール戦略の満期日における損益についてご理解いただくことを目的に委託会社が作成したものであり、本ファンドの実際の運用成果を明示するものではなく、また、将来的な運用成果等を保証するものではありません。

*上記のイメージ図は、運用に係るコスト等は考慮していません。

*本ファンドの通貨カバードコール戦略は投資対象通貨ごとに行いますので、当該損益も通貨ごとに異なります。

*上記のイメージ図における「米ドル等の投資対象通貨が対円で上昇した場合」については、満期日(権利行使日)に権利行使されたものとして記載しておりますが、実際の運用においては権利行使日に必ず権利行使されるとは限りません。また、オプションには、満期日(権利行使日)に限り権利行使が可能なものと、満期日(権利行使日)までいつでも権利行使が可能なもの等があります。

*上記のイメージ図は、保有通貨に対して、当該通貨のコール・オプションを全て売却したものとして記載しています。組入れファンドでは、保有通貨の一部または全部にかかるコール・オプションを売却します。また、各コール・オプションの売却は、市場環境等を考慮し、それぞれ異なるタイミングで行う場合があります。

運用プロセス

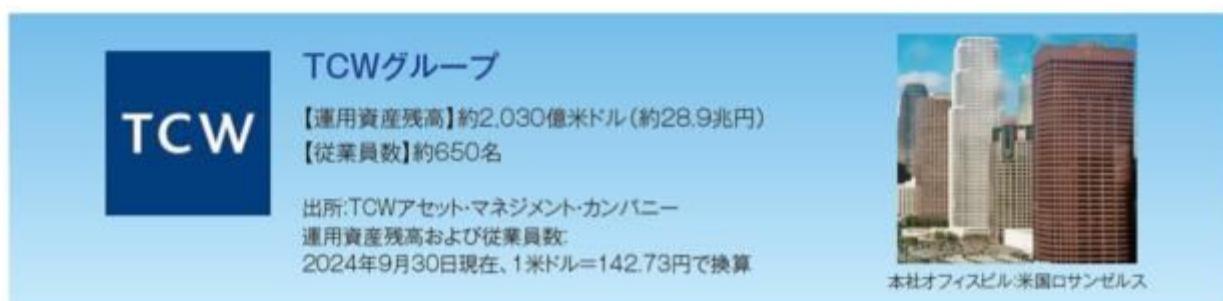
組入れファンドは、規律あるボトムアップ・アプローチに基づき、確信度の高い世界好配当株式の30~50銘柄程度を厳選して投資を行います。さらに株式カバードコール戦略、通貨カバードコール戦略を活用し、トータル・リターンの向上を目指します。



※市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記プロセスのような運用ができない場合があります。また、上記運用プロセスは変更される場合があります。
※上記は組入れファンドの運用プロセスについて、委託会社が作成したものです。

組入れファンドの運用

組入れファンドの運用は、TCWアセット・マネジメント・カンパニーが行います。TCWアセット・マネジメント・カンパニーは、1971年創立のTCWグループ[略称:TCW]傘下の運用会社です。TCWは米国、英国、日本、香港等に拠点をもち、株式や債券からオルタナティブ資産まで幅広い運用ラインナップを顧客に提供しています。



本資料で使用している配当貴族指数について

1. S&P500配当貴族指数とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLC(以下「SPDJI」といいます。)が算出・公表しているS&P500構成銘柄の中から原則として過去25年連続増配している企業を抽出し、算出している株価指数です。
2. 本指標は、SPDJIの商品であり、これを利用するライセンスがあおぞら投信株式会社に付与されています。
3. Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」といいます。)の登録商標、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」といいます。)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに付与され、さらにあおぞら投信株式会社に特定の目的のためにサプライセンスが付与されています。
4. 本ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社がスポンサーとなっているものではなく、また、それらによって、保証、販売または宣伝しているものではありません。
5. SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社は、かかる商品が投資に適するものであるかという点に関して、いかなる表明もしておらず、本指標に係る誤謬、欠落または中断に対して、いかなる責任も負いません。

ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはTCWアセット・マネジメント・カンパニーが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



*上記は有価証券届出書提出日現在の組入れ指定投資信託証券の一覧です。指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- 投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる状態に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時(毎月25日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に収益分配を行います。分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

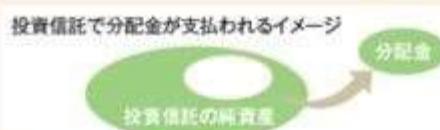
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わない場合があります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回っている場合においても、分配を行う場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



*上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

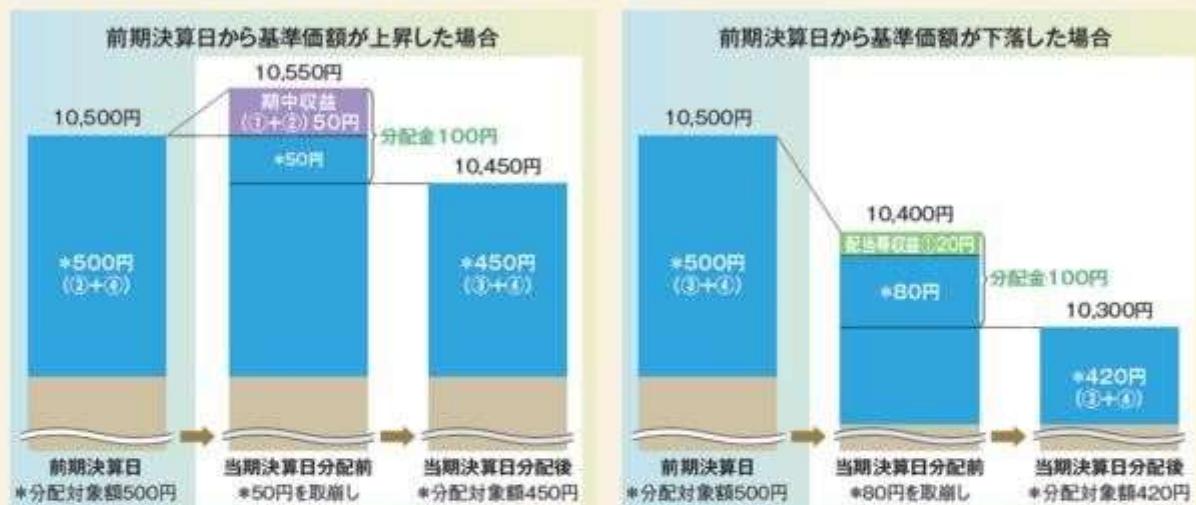
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金・個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

信託金限度額

- 5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

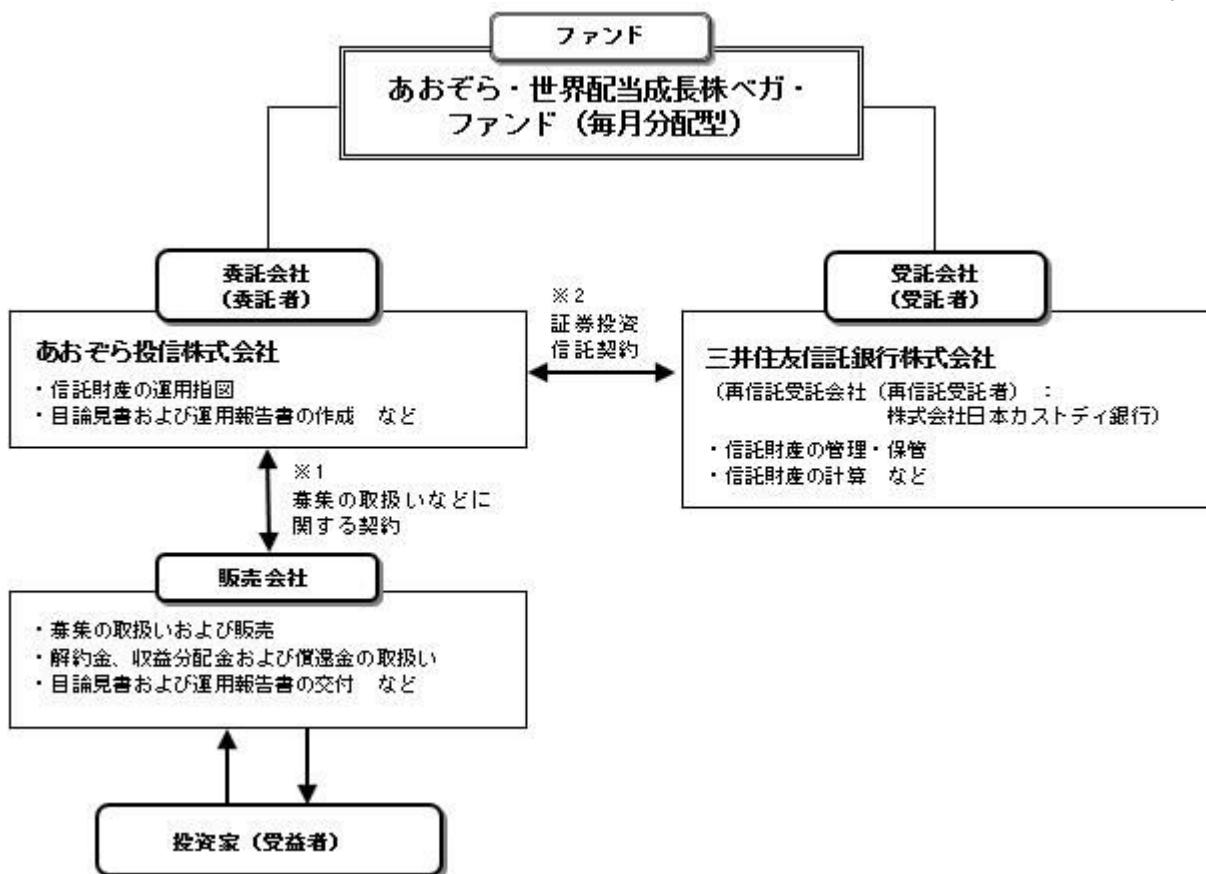
(2) 【ファンドの沿革】

2015年10月30日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

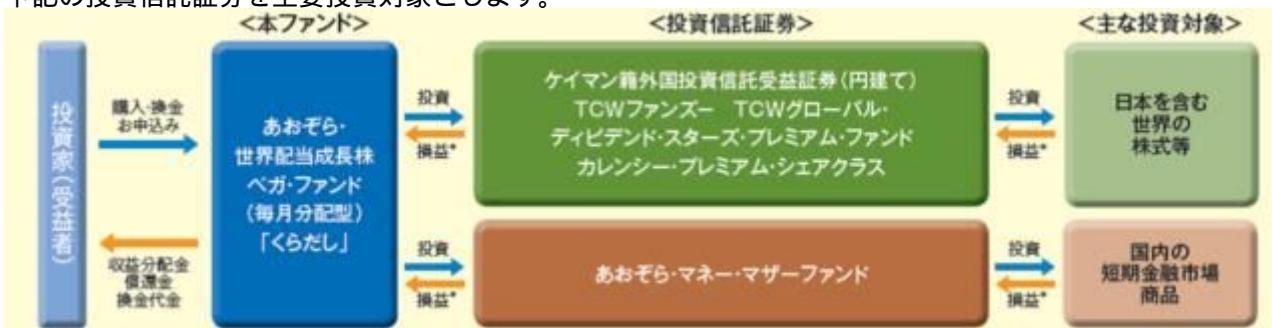
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはTCWアセット・マネジメント・カンパニーが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



上記は有価証券届出書提出日現在の組入れ指定投資信託証券の一覧です。指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

委託会社の概況（2024年10月末現在）

- 1) 資本金
4億5,000万円
- 2) 沿革
 - 2014年 2月 4日 「あおぞら投信株式会社」設立
 - 2014年 4月15日 投資運用業登録
 - 2015年 7月 3日 第二種金融商品取引業登録
- 3) 大株主の状況

名称	住所（所在地）	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目1番地1	18,000	100

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主として、日本を含む世界の主要取引所に上場されている株式等（預託証券（DR）、上場投資信託（ETF）および不動産投資信託（REIT）等を含みます。）を主要投資対象とする別に定める投資信託証券に投資を行います。

上記に定める株式等は、主として相対的に配当利回りおよび増配の可能性が高いと判断されるものとします。

外国籍投資信託証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行いません。

別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「別に定める投資信託証券」とは、以下のものをいいます。

- ・ケイマン籍外国投資信託証券
TCWファンズ - TCWグローバル・ディビデンド・スターズ・プレミアム・ファンド カレンシー・プレミアム・シェアクラス
- ・親投資信託
あおぞら・マネー・マザーファンド

(2) 【投資対象】

投資信託証券（国内籍投資信託および外国籍投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ) 有価証券
- ロ) 金銭債権

ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社債法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債、同法第120条に規定する特別法人債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債をいいます。）

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券または証書の性質を有するもの

3) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

投資対象とする金融商品

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）の概要

有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

<TCWファンズ - TCWグローバル・ディビデンド・スターズ・プレミアム・ファンド カレンシー・プレミアム・シェアクラス>

ファンド形態	ケイマン籍外国投資信託受益証券（円建て）
投資目的	インカムゲインの確保、オプション・プレミアムの獲得および値上がり益の最大化を目指します。

主な投資対象	日本を含む世界各国の取引所に上場されている株式等（預託証券（DR）、上場投資信託（ETF）および不動産投資信託（REIT）等を含みます。）に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。また、インカムゲインの確保に加え、株式カバードコール戦略を活用し、オプション・プレミアムの獲得を目指します。 原則として、相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資を行います。なお、資産規模等により上記のような運用が困難な場合は、上場投資信託（ETF）を通じて株式カバードコール戦略を行うことがあります。 通貨カバードコール戦略を活用し、オプション・プレミアムの獲得を目指します。 上記のカバードコール戦略で獲得したオプション・プレミアムの一部を用いて、株価および投資対象通貨の対円での下落時における損失の一部軽減を目的として、株式および株価指数の上場ブット・オプションおよび投資対象通貨のブット・オプションを購入する場合があります。
主な投資制限	有価証券の空売りは行いません。 純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。 流動性に欠ける資産への投資は行いません。
運用報酬等	運用報酬：年率0.745%程度 その他の費用：受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	TCWアセット・マネジメント・カンパニー
決算日	毎年3月31日

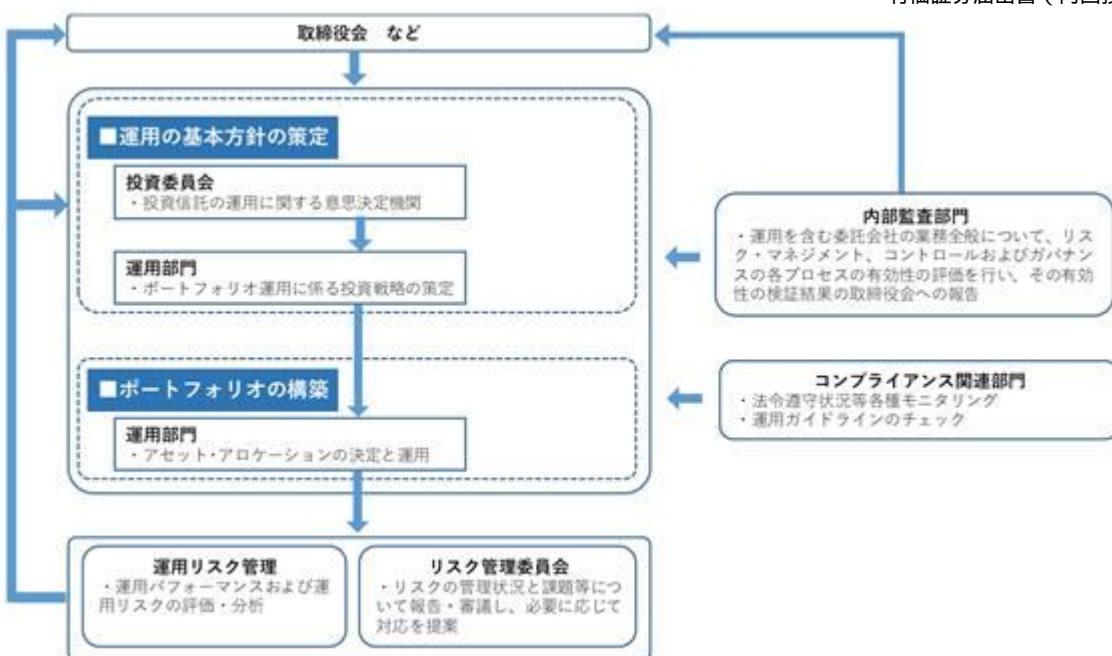
<あおぞら・マネー・マザーファンド>

ファンド形態	親投資信託
投資目的	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	本邦通貨表示の短期公社債等を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への投資は行いません。
運用報酬等	ありません。
運用会社	あおぞら投信株式会社
決算日	毎年3月15日

（3）【運用体制】

委託会社の運用体制

委託会社の運用体制における内部管理および本ファンドに係る意思決定を監督する組織は以下の通りです。



投資委員会、リスク管理委員会とともに、15名程度で構成されています。

1) 運用体制に関する社内規則

委託会社では、組織規程においてファンドの運用に関する部署を規定しており、法令等の遵守、投資者保護、公平性の確保、流動性リスクの管理等を主要目的として、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されております。取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保、流動性リスク管理態勢について、適宜是正勧告等の監督を行います。

2) 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社は、リスク管理委員会を設置しております。代表取締役、常勤取締役、関係各部署の代表から構成されています。運用部門とは別の管理部門は、定期的に運用パフォーマンスの評価・分析ならびに法令遵守状況の監視を行っており、その結果をリスク管理委員会へ報告し、当該報告事項等は取締役会にてチェックを行います。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制等

1) 委託会社では、受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性・妥当性についての監査人による報告書を受託会社より受け取っております。

2) 投資対象ファンドの組入れまたは運用権限委託を行う場合、組入れ後または運用開始後、定期的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行っています。また、ファンドの運用に関する関係法人に対して定期的に運用状況ならびに運用ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容をリスク管理委員会に報告しています。

上記体制は2024年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は分配を行わない場合があります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行われます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 株式（指定投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
- 4) 投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 5) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- 6) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーラルックスルーできる状態に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーラルックスルーできる状態に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 9) 外国為替予約の運用指図
委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 10) 一部解約の請求および有価証券売却等の指図
委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。
- 11) 再投資の指図
委託者は、10)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- 12) 資金の借入れ
 イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 ニ) 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。
- 法令による投資制限
 1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。
 2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、信託財産に關し、金利、通貨の價格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを指図してはならないとされています。

3【投資リスク】

（1）投資リスク（基準価額の変動要因）およびその他の留意点

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので、基準価額は変動します。また、為替の変動による影響を受けます。したがって、投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。本ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家の皆さまに帰属します。本ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株価変動リスク

本ファンドは実質的に株式に投資を行いますので、株価変動リスクを伴います。一般に株式市場が下落した場合には、本ファンドが実質的に投資を行う株式の價格は下落し、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合、当該企業の株式の價格が大きく下落し、本ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。なお、本ファンドは一部新興国の株式に投資を行う場合がありますが、新興国の株価変動は先進国以上に大きいものになることが予想されます。

株式カバードコール戦略の活用に伴うリスク

本ファンドは組入れファンドにおいて、株式等に投資すると同時に当該株式等に係るコール・オプションを売却する「株式カバードコール戦略」を活用します。株式カバードコール戦略では、コール・オプションの権利行使價格以上に株式等の價格が上昇した場合には、その値上がり益の一部または全部を放棄するため、コール・オプションを売却しなかった場合に比べて運用成果が劣後する

場合があります。また、株式カバードコール戦略では個別銘柄ごとにカバードコール戦略を構築するため、株式等の価格上昇時の値上がり益が個別銘柄ごとに限定されており、運用成果が株式等市場全体の動きに対して劣後する場合があります。

コール・オプションは時価で評価するため、株式等の価格が上昇した場合や価格変動率が上昇した場合には、売却したコール・オプションの価格の上昇による損失を被り、本ファンドの基準価額の下落要因となります。なお、コール・オプションの売却時点で、オプション・プレミアム相当分が本ファンドの基準価額に反映されるものではありません。

株式カバードコール戦略において、株式等の価格の下落時にカバードコール戦略を再構築した場合、株式等の値上がり益は再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後に当初の水準まで株式等の価格が回復しても、本ファンドの基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。

株式オプション・プレミアムの水準は、コール・オプションの売却を行う時点の株式等の価格、価格変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、配当金額、市場需給等複数の要因により決定されるため、当初想定したオプション・プレミアムの水準が確保できない場合があります。なお、換金等に伴いカバードコール戦略を解消する場合、市場規模や市場動向等によっては、コストが発生し本ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

通貨カバードコール戦略の活用に伴うリスク

本ファンドは組入れファンドにおいて、米ドルを主とする投資対象通貨に係るコール・オプションを売却する「通貨カバードコール戦略」を活用します。通貨カバードコール戦略では、コール・オプションの権利行使価格以上に米ドルを主とする投資対象通貨が対円で上昇した場合には、その値上がり益の一部または全部を放棄するため、コール・オプションを売却しなかった場合に比べて、運用成果が劣後する場合があります。

コール・オプションは時価で評価するため、米ドルを主とする投資対象通貨が対円で上昇した場合には、売却したコール・オプションの価格の上昇による損失を被り、本ファンドの基準価額の下落要因となります。なお、コール・オプションの売却時点で、オプション・プレミアム相当分が本ファンドの基準価額に反映されるものではありません。

通貨カバードコール戦略において、米ドルを主とする投資対象通貨が対円で下落している時にカバードコール戦略を再構築した場合、為替差益は再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後に当初の水準まで米ドルを主とする投資対象通貨が対円で上昇したとしても、本ファンドの基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。

通貨オプション・プレミアムの水準は、コール・オプションの売却を行う時点の為替水準、為替変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、金利水準、市場需給等複数の要因により決定されるため、当初想定したオプション・プレミアムの水準が確保できない場合があります。なお、換金等に伴いカバードコール戦略を解消する場合、市場規模や市場動向等によっては、コストが発生し本ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

為替変動リスク

本ファンドの実質的な主要投資対象は外貨建資産であり、一般に為替変動リスクを伴います。本ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

カントリー・リスク

本ファンドは実質的に一部新興国の株式に投資を行う場合がありますので、カントリー・リスクを伴います。新興国市場への投資には、先進国市場への投資と比較して、社会・政治・経済の不確実性、市場規模が小さい故の低い流動性、通貨規制および資本規制、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートや現地通貨交換に要するコストの大きな変動、外国への送金規制等の影響を受けて、本ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

流動性リスク

本ファンドは実質的に一部新興国の株式に投資を行う場合がありますので、流動性リスクを伴います。新興国の株式には流動性の低いものも含まれており、このような株式は一般に価格変動率が比較的高く、本ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、一般に流動性の高い株式と比較して市場規模や取引量が少ないため、経済状況の悪化や、本ファンドに大量の設定解約が生じた場合等には、市場実勢から期待される価格や評価価格通りに取引できない可能性があり、本ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

集中投資リスク

本ファンドは実質的に配当利回りと増配（配成長）の可能性が高いと判断される銘柄に厳選して投資を行いますので、結果として銘柄数が少なくなる場合があります。このような場合、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比べて、1銘柄の株価変動による影響が大きいと考えられます。そのため、本ファンドの基準価額は、株式市場全体の平均的な値動きにかかわらずより大きく変動する場合や、市場全体の動きとは異なる動きをする場合があります。投資対象とする特定の銘柄を大量に売却しなければならなくなったり、市場動向および取引量の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクを伴います。

デリバティブ取引に関するリスク

本ファンドは、組入れファンドにおいて一定のデリバティブを用いることがあります。デリバティブ取引は、現物資産への投資に代わり投資目的を効率的に達成するために用いられますが、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性があり、その目的を達成できる保証はありません。デリバティブの価格は、主として基礎となる原資産の価格に依存しこれらによって変動しますが、基礎となる原資産の価格以上に変動することがあります。このため、デリバティブの価格の動きが本ファンドの基準価額の下落要因となり投資元本を割り込むことがあります。

市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等もしくはコンピュータ・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、本ファンドの基準価額が下落する場合があります。

<その他の留意点>

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に本ファンドで資金借入れを行うことによって本ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は本ファンドが負担することになります。

当初設定および償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、本ファンドの運用方針に従った運用ができない場合があります。また、本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的に行かない場合があります。また、諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、本ファンドの運用方針に従った運用ができない場合や、一時的に購入・換金の受付を停止する場合があります。

本ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の事象等が発生した場合には、本ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンダ・オブ・ファンズの基準価額には、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響が反映されます。したがって、ファンダ・オブ・ファンズの基準価額には必ずしも投資対象市場の市場動向のみが直接に反映されるのではなく、組入れる投資信託証券における運用の結果が反映されます。また、ファンダ・オブ・ファンズの基準価額は、組入れる投資信託証券が組入れる資産の評価時点の市場価格が間接的に反映されるため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは異なる場合があります。

委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、本ファンドが投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったとき、またはやむを得ない事情があるときは、受託会社と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われるごとに、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益率を示すものではありません。投資家の本ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。本ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。（外国投資信託を含みます。）

(2) リスク管理体制

- 委託会社では、管理部門において、関係法令、本ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内に設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、代表取締役、常勤取締役、関係各部署の代表から構成されており、管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。
- 委託会社では、運用部門において、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの評価およびモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行い、その結果は定期的に取締役会に報告されます。取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、是正勧告等の監督を行います。

上記体制は2024年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※本ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
※本ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

※上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、本ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示したものです。

※本ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(代表的な各資産クラスの指標)

日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

※騰落率は、データソースが提供する各指標とともに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指標のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指標のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

※東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機動性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。東証株価指数(TOPIX) (配当込み)の指數値及び東証株価指数(TOPIX) (配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX) (配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX) (配当込み)の指數値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

※MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリーリサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す指標です。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリーリサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

※FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の組合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、当指標に関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、JP Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JP Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た

額とします。

- ・<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
申込手数料は、本ファンドの説明、募集・販売の取扱い等の対価として、購入時にお支払いいただきます。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）	
本ファンドの信託報酬 ：純資産総額に対して	年率1.1385%（税抜1.035%）
投資対象とする投資信託証券の運用報酬 ：資産総額に対して	年率0.745%程度
実質的な負担 ：純資産総額に対して	年率1.8835%（税込）程度*

*本ファンドの信託報酬に本ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬を合わせた、投資者が実質的に負担する信託報酬です。

- 1) 本ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.1385%（税抜1.035%）の率を乗じて得た額とします。
- 2) 指定投資信託証券（親投資信託を除きます。）において、最大で年率0.745%程度の運用報酬等が別途課されるため、本ファンドの実質的な負担は、合計で年率1.8835%（税込）程度となります。
- 3) ただし、上記の実質的な信託報酬等は、有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。
税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

信託報酬の配分

支払先	信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率
委託会社	年率0.5555%（税抜0.505%）
販売会社	年率0.5555%（税抜0.505%）
受託会社	年率0.0275%（税抜0.025%）

役務の内容

委託会社	ファンド運用、法定書類等作成、基準価額算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種報告書の送付、各種事務手続き、口座管理等に係る対価
受託会社	信託財産の保管・管理、委託会社からの運用指図実行等の対価

- 1) 本ファンドの信託報酬につき、委託会社、受託会社および販売会社間の配分ならびにこれらを対価とする役務の内容については上記の通りとします。
- 2) 上記1)の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- 3) 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、本ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行う本ファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、本ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

（4）【その他の手数料等】

指定投資信託証券において管理報酬等が別途加算されます。当該管理報酬等は、当該投資信託証券の資産規模ならびに運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する当該管理報酬等の率および総額は事前に表示することができません。

有価証券買賣時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記の諸経費は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額を表示することができます。

上記に定める諸経費のほか、次の1)から5)に掲げる諸費用（消費税等相当額を含みます。以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、

下記2)から4)までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

- 1) この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- 3) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用
- 4) この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 5) この信託に係る格付の取得に要する費用

委託会社は、上記に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率により算出される金額または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

上記の規定に基づき、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、本ファンドの純資産総額に対して年率0.1%を上限として計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のときに当該諸費用を信託財産中より支弁します。

上記からまでのうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

- 1) 有価証券売買時の売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
- 2) 指定投資信託の管理報酬等：指定投資信託に係る受託業務、管理事務代行業務、有価証券の保管費用、登録・名義書換事務代行業務、受益者サービス業務に要する費用
- 3) 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- 4) 印刷費用等：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用

ご購入からご換金または償還までにご負担いただく当該手数料等の合計額については、ファンドの運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

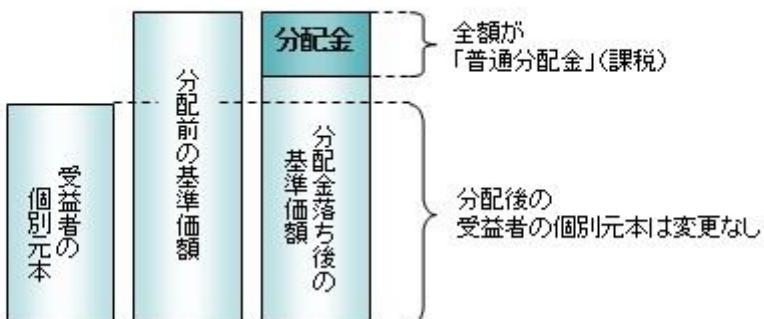
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益

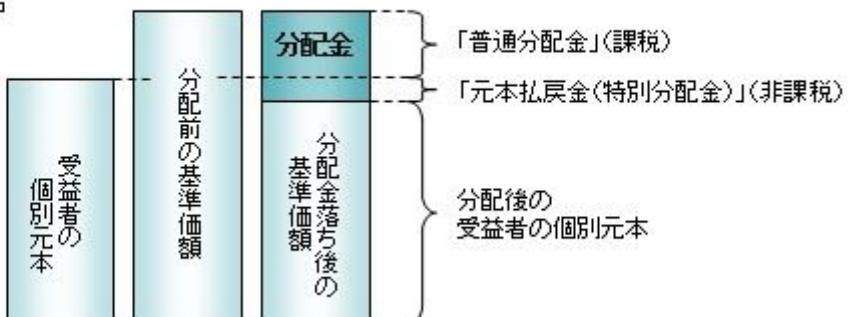
- 分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
上記は2024年10月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①ファンドの費用の比率	②投資先ファンドの運用管理費用の比率
ファンド	2.09%	1.34%	0.75%
(2024年4月26日～2024年10月25日)			

*総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

*交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

*②の費用は、各月末の投資先ファンドの保有比率に当該投資先ファンドの運用管理費率を乗じて算出した概算値です。

*各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

*各比率は、年率換算した値です。

*投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等(マザーファンドを除く。)です。

*①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

*①の費用と②の費用は、計上された期間が異なる場合があります。

*投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。

*上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

*詳細費用につきましては、対象期間の交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

【あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド(毎月分配型)】

以下は2024年10月31日現在の運用状況であります。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいいます。

また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100%にならない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)

投資信託受益証券	ケイマン	509,046,514	95.86
親投資信託受益証券	日本	99,241	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		21,831,365	4.11
合計(純資産総額)		530,977,120	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	TCWファンズ-TCWグローバル・ディビデンド・スターズ・プレミアム・ファンド カレンシー・プレミアム・シェアクラス	210,176.1	2,445	513,880,564	2,422	509,046,514	95.86
2	日本	親投資信託受益証券	あおぞら・マネー・マザーファンド	99,991	0.9925	99,241	0.9925	99,241	0.01

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.86
親投資信託受益証券	0.01
合計	95.88

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (2016年 4月25日)	7,460,096,558	7,592,000,817	0.8484	0.8634
第2特定期間末 (2016年10月25日)	7,125,273,742	7,271,370,471	0.7316	0.7466
第3特定期間末 (2017年 4月25日)	6,118,624,042	6,253,951,150	0.6782	0.6932
第4特定期間末 (2017年10月25日)	4,582,342,947	4,693,706,715	0.6172	0.6322
第5特定期間末 (2018年 4月25日)	3,300,513,198	3,402,978,480	0.4832	0.4982
第6特定期間末 (2018年10月25日)	2,642,403,339	2,708,634,685	0.3990	0.4090
第7特定期間末 (2019年 4月25日)	1,940,615,160	1,967,113,303	0.3662	0.3712
第8特定期間末 (2019年10月25日)	1,608,172,694	1,631,411,890	0.3460	0.3510
第9特定期間末 (2020年 4月27日)	1,043,245,691	1,051,899,764	0.2411	0.2431
第10特定期間末 (2020年10月26日)	1,029,619,114	1,033,507,021	0.2648	0.2658
第11特定期間末 (2021年 4月26日)	1,086,064,032	1,089,651,376	0.3027	0.3037
第12特定期間末 (2021年10月25日)	1,056,012,302	1,059,389,308	0.3127	0.3137
第13特定期間末 (2022年 4月25日)	1,025,601,355	1,028,776,048	0.3231	0.3241

第14特定期間末	(2022年10月25日)	905,248,852	908,182,075	0.3086	0.3096
第15特定期間末	(2023年 4月25日)	898,381,718	901,303,595	0.3075	0.3085
第16特定期間末	(2023年10月25日)	682,360,190	684,677,431	0.2945	0.2955
第17特定期間末	(2024年 4月25日)	647,961,805	650,055,605	0.3095	0.3105
第18特定期間末	(2024年10月25日)	535,185,480	536,979,532	0.2983	0.2993
	2023年10月末日	674,426,882		0.2906	
	11月末日	683,725,337		0.2961	
	12月末日	665,413,804		0.2924	
	2024年 1月末日	678,557,412		0.3035	
	2月末日	667,744,470		0.3063	
	3月末日	673,029,973		0.3164	
	4月末日	654,339,143		0.3123	
	5月末日	638,664,818		0.3099	
	6月末日	586,802,155		0.3079	
	7月末日	578,493,973		0.3088	
	8月末日	552,077,077		0.2988	
	9月末日	551,089,454		0.2983	
	10月末日	530,977,120		0.2956	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2015年10月30日～2016年 4月25日	0.0750
第2特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0900
第3特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0900
第4特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0900
第5特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0900
第6特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0750
第7特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0400
第8特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0300
第9特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0240
第10特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0050
第11特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0060
第12特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0060
第13特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0060
第14特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0.0060
第15特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0.0060
第16特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0.0060
第17特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0.0060
第18特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0.0060

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)

第1特定期間	2015年10月30日～2016年 4月25日	7.7
第2特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	3.2
第3特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	5.0
第4特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	4.3
第5特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	7.1
第6特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	1.9
第7特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	1.8
第8特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	2.7
第9特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	23.4
第10特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	11.9
第11特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	16.6
第12特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	5.3
第13特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	5.2
第14特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	2.6
第15特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	1.6
第16特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	2.3
第17特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	7.1
第18特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	1.7

(注)各特定期間の收益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2015年10月30日～2016年 4月25日	8,836,114,882	42,497,565
第2特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	1,468,883,049	522,718,386
第3特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	871,334,887	1,589,309,664
第4特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	761,693,950	2,359,249,901
第5特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	907,597,314	1,500,829,724
第6特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	1,519,971,945	1,727,856,099
第7特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	392,316,832	1,715,822,841
第8特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	176,889,791	828,679,171
第9特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	164,303,465	485,106,247
第10特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	54,580,485	493,709,120
第11特定期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	36,636,447	337,199,577
第12特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	33,073,235	243,411,852
第13特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	30,804,403	233,116,971
第14特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	29,855,307	271,325,858
第15特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	26,356,846	37,702,256
第16特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	31,950,606	636,586,220
第17特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	28,394,427	251,835,946
第18特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	37,570,552	337,318,977

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

あおぞら・マネー・マザーファンド

以下は2024年10月31日現在の運用状況であります。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100%にならない場合があります。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		99,341,628	100.00
合計(純資産総額)		99,341,628	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ.種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

参考情報

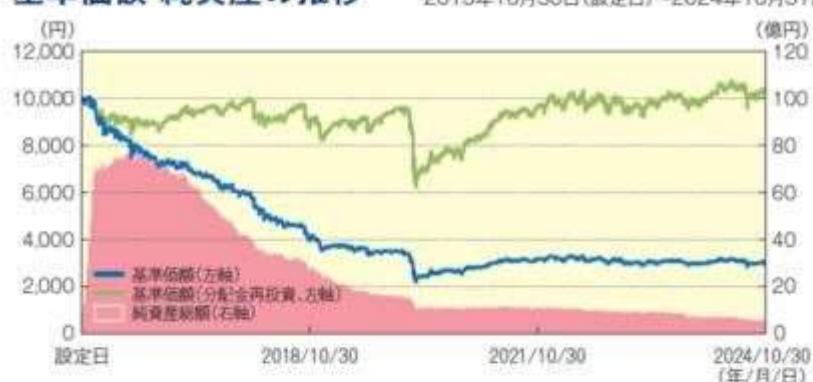
運用実績

本ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2024年10月末現在

基準価額・純資産の推移

2015年10月30日(設定日)～2024年10月31日



- 基準価額の推移は、本ファンドの信託報酬控除後の値額です。
- 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。
- 上記は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

主要な資産の状況**■資産構成比***

組入れファンド・資産	比率
TCWファンズ・TCWグローバルディベンド・スターズ・プレミアム・ファンド・カレンシー・プレミアム・シェアクラス	95.9%
あおぞらマネー・マザーファンド	0.0%
現預金・その他	4.1%
合 計	100.0%

*比率は、純資産総額に対する割合です。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

基準価額・純資産総額

基 準 価 額	2,956円
純 資 産 総 額	5.31億円

期間騰落率(年率換算前)

期 間	ファ ン ド
1 ケ 月	-0.6%
3 ケ 月	-3.3%
6 ケ 月	-3.5%
1 年	5.8%
3 年	5.8%
5 年	8.9%
設 定 来	2.0%

- 本ファンドの期間騰落率は信託報酬控除後のものです。なお、換金時の費用、税金等を考慮しておりません。
- 本ファンドの期間騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。また、実際の投資家利回りとは異なります。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月	2024年10月	直近1年間累計	設定来累計
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	120円	6,570円

- 収益分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合や、分配金が支払われない場合があります。

年間收益率の推移(1万口当たり、税引前)

- 本ファンドの年間收益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。
- 本ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、本ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。
- 2015年は設定日から年末まで、2024年は10月末までの騰落率を表示しています。

本ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

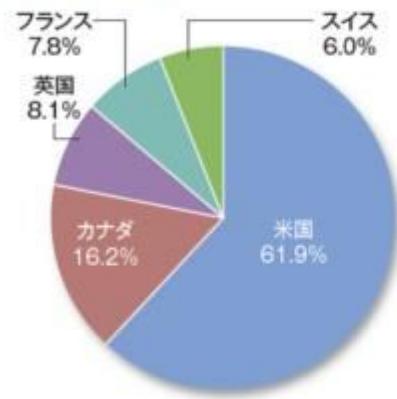
2024年10月末現在

主要な資産の状況

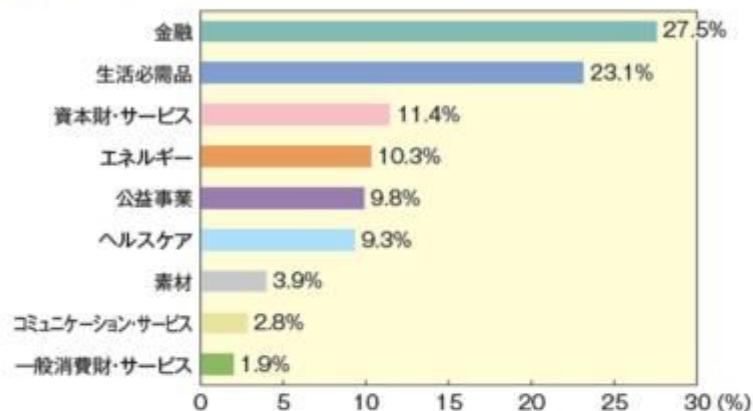
■ポートフォリオの状況

本ファンドが主要投資対象とする「TCWファンズ - TCWグローバル・ディビデンド・スターズ・プレミアム・ファンド カレンシー・プレミアム・シェアクラス」の運用状況です。
※当該はTCWアセット・マネジメント・カンパニーのデータを基に委託会社が作成しています。また、各項目の比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

●国別構成比



●業種別構成比



- 国は当該銘柄の本社所在国を示しています。
- 保有株式の時価総額に対する比率です。

- 保有株式の時価総額に対する比率です。

通貨ポジション	米ドル 100.0%
---------	------------

●ポートフォリオ特性値

株式配当利回り*	2.8%
----------	------

*1:配当利回りは組入れ銘柄(株式等)の加重平均配当利回り(実績配当ベース、税引前)です。

	株式オプション部分	通貨オプション部分
カバー率*2	59.2%	99.4%
オプション・プレミアム(年率)*3	6.0%	15.0%
平均行使価格*4	109.8%	100.1%
平均行使期間	29.3日	30.9日

*2:保有資産に対するコール・オプションのポジションの割合です。

*3:オプション・プレミアム(年率)は、カバードコール戦略におけるプレミアム収入を年率換算の上、当月末純資産残高で除して算出しています。

*4:平均行使価格とは、コールオプションの平均行使価格をオプション取引の対象となる原資産(株式・通貨等の価格)の平均時価に対する比率で示したものです。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>と<分配金受取りコース(一般コース)>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース(一般コース)>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 ・ロンドンの銀行休業日
 ・ニューヨークの銀行休業日
 ・ニューヨーク証券取引所の休業日

- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

- (7) 申込単位
販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、投資対象とする投資信託証券に投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは著しい流動性の減少等その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、受益権の取得申込の受付を中止するおよび、すでに受け付けた取得申込を取消すことができるものとします。
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいいます。

- (10) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 ・ロンドンの銀行休業日
 ・ニューヨークの銀行休業日
 ・ニューヨーク証券取引所の休業日

- (4) 解約制限
信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の換金は制限する場合があります。

- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

あおぞら投信株式会社

ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>

電話番号 050-3199-6343（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

- (7) 解約単位
販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (8) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

- (9) 受付の中止および取消
・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは著しい流動性の減少等その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受付けを取消すことができます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

(10) 本ファンドの受益権の換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

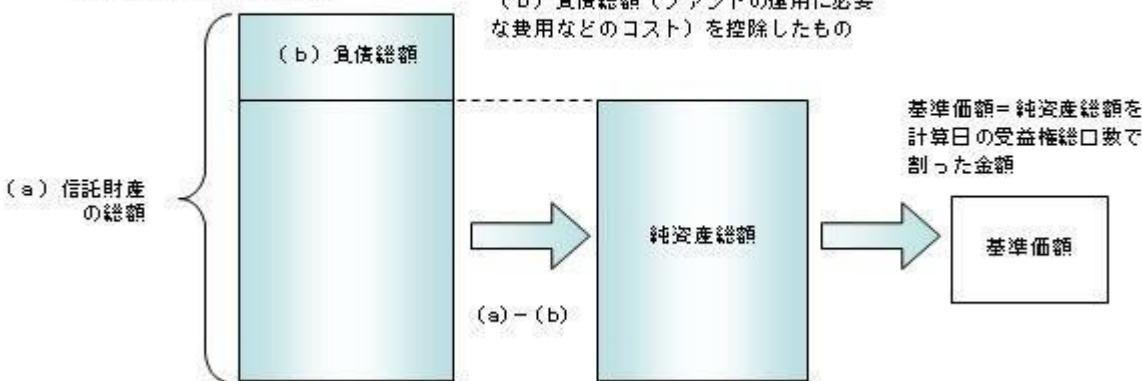
- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいです。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

<基準価額算出の流れ>

（a）信託財産の総額=ファンドに組み

入れられている有価証券など全てを
時価などにより評価したもの

$$\text{純資産総額} = \frac{\text{(a) 信託財産の総額から}}{\text{(b) 負債総額 (ファンドの運用に必要な費用などのコスト) を控除したもの}}$$



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

あおぞら投信株式会社

ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>

電話番号 050-3199-6343 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2025年10月27日までとします（2015年10月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月26日から翌月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益権の総口数が10億口を下回ったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) 投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったとき
 - 二) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行われます。

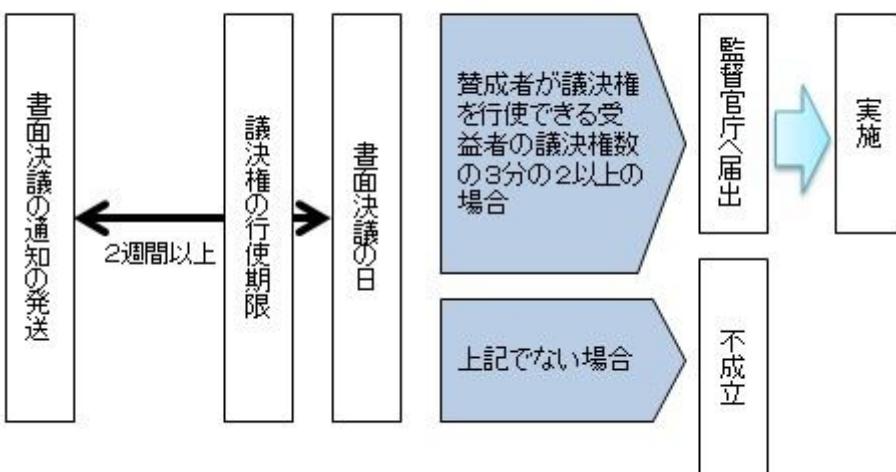
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権行使ができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。
ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（4月、10月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.aozora-im.co.jp/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3カ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。

（4）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は6カ月末満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18特定期間（2024年4月26日から2024年10月25日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第17特定期間 2024年 4月25日現在	第18特定期間 2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	872,519	2,825
コール・ローン	7,380,931	24,287,697
投資信託受益証券	629,452,306	513,880,564
親投資信託受益証券	99,211	99,241
未収入金	13,000,000	-
未収利息	2	73
流動資産合計	650,804,969	538,270,400
資産合計	650,804,969	538,270,400
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,093,800	1,794,052
未払解約金	27	685,325
未払受託者報酬	15,397	12,439
未払委託者報酬	621,984	502,628
その他未払費用	111,956	90,476
流動負債合計	2,843,164	3,084,920
負債合計	2,843,164	3,084,920
純資産の部		
元本等		
元本	2,093,800,473	1,794,052,048
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（ ）	1,445,838,668	1,258,866,568
(分配準備積立金)	304,612,280	249,388,700
元本等合計	647,961,805	535,185,480
純資産合計	647,961,805	535,185,480
負債純資産合計	650,804,969	538,270,400

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第17特定期間 自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	第18特定期間 自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
営業収益		
受取利息	624	6,199
有価証券売買等損益	51,081,985	5,571,712
営業収益合計	51,082,609	5,565,513
営業費用		
支払利息	11,540	-
受託者報酬	92,505	80,815
委託者報酬	3,736,931	3,265,054
その他費用	672,662	587,721
営業費用合計	4,513,638	3,933,590
営業利益又は営業損失()	46,568,971	9,499,103
経常利益又は経常損失()	46,568,971	9,499,103
当期純利益又は当期純損失()	46,568,971	9,499,103
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	345,952	1,096,073
期首剩余金又は期首次損金()	1,634,881,802	1,445,838,668
剩余金増加額又は欠損金減少額	175,909,652	232,874,164
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	175,909,652	232,874,164
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	19,849,107	26,169,841
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額	19,849,107	26,169,841
分配金	13,240,430	11,329,193
期末剩余金又は期末欠損金()	1,445,838,668	1,258,866,568

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

第17特定期間 2024年4月25日現在	第18特定期間 2024年10月25日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,093,800,473口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,794,052,048口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1,445,838,668円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1,258,866,568円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.3095円 (10,000口当たり純資産額) (3,095円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.2983円 (10,000口当たり純資産額) (2,983円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17特定期間 自 2023年10月26日 至 2024年4月25日	第18特定期間 自 2024年4月26日 至 2024年10月25日
分配金の計算過程 第97期 2023年10月26日 2023年11月27日 費用控除後の配当等 A 収益額 0円 費用控除後・繰越欠 B 0円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 518,139円 分配準備積立金額 D 349,115,860円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 349,633,999円 象収益額 本ファンドの期末残 F 2,308,066,447口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 1,514円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 10円 金額 収益分配金金額 I=F × H/10,000 2,308,066円 第98期 2023年11月28日 2023年12月25日 費用控除後の配当等 A 0円 収益額 0円 費用控除後・繰越欠 B 0円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 881,743円 分配準備積立金額 D 342,462,424円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 343,344,167円 象収益額 本ファンドの期末残 F 2,281,606,748口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 1,504円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 10円 金額 収益分配金金額 I=F × H/10,000 2,281,606円 第99期 2023年12月26日 2024年1月25日 費用控除後の配当等 A 0円 収益額 0円 費用控除後・繰越欠 B 0円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 779,560円 第100期 2024年1月26日 2024年2月25日 費用控除後の配当等 A 0円 収益額 0円 費用控除後・繰越欠 B 0円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 568,401円	分配金の計算過程 第103期 2024年4月26日 2024年5月27日 費用控除後の配当等 A 545円 収益額 費用控除後・繰越欠 B 0円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 794,043円 分配準備積立金額 D 300,021,101円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 300,815,689円 象収益額 本ファンドの期末残 F 2,067,697,176口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 1,454円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 10円 金額 収益分配金金額 I=F × H/10,000 2,067,697円 第104期 2024年5月28日 2024年6月25日 費用控除後の配当等 A 0円 収益額 費用控除後・繰越欠 B 0円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 291,905円 分配準備積立金額 D 274,554,112円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 274,846,017円 象収益額 本ファンドの期末残 F 1,902,278,474口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 1,444円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 10円 金額 収益分配金金額 I=F × H/10,000 1,902,278円 第105期 2024年6月26日 2024年7月25日 費用控除後の配当等 A 0円 収益額 0円 費用控除後・繰越欠 B 0円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 568,401円

分配準備積立金額	D	333,211,518円	分配準備積立金額	D	267,891,129円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	333,991,078円	本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	268,459,530円
本ファンドの期末残存口数	F	2,234,303,447口	本ファンドの期末残存口数	F	1,871,026,619口
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,494円	10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,434円
分配対象額			分配対象額		
10,000口当たり分配	H	10円	10,000口当たり分配	H	10円
金額			金額		
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,234,303円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,871,026円
第100期			第106期		
2024年 1月26日			2024年 7月26日		
2024年 2月26日			2024年 8月26日		
費用控除後の配当等	A	0円	費用控除後の配当等	A	0円
収益額			収益額		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,199,105円	収益調整金額	C	377,641円
分配準備積立金額	D	322,782,633円	分配準備積立金額	D	263,156,283円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	323,981,738円	本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	263,533,924円
本ファンドの期末残存口数	F	2,181,943,903口	本ファンドの期末残存口数	F	1,849,589,407口
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,484円	10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,424円
分配対象額			分配対象額		
10,000口当たり分配	H	10円	10,000口当たり分配	H	10円
金額			金額		
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,181,943円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,849,589円
第101期			第107期		
2024年 2月27日			2024年 8月27日		
2024年 3月25日			2024年 9月25日		
費用控除後の配当等	A	0円	費用控除後の配当等	A	1,363円
収益額			収益額		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	456,849円	収益調整金額	C	526,139円
分配準備積立金額	D	315,262,057円	分配準備積立金額	D	260,445,466円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	315,718,906円	本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	260,972,968円
本ファンドの期末残存口数	F	2,140,712,867口	本ファンドの期末残存口数	F	1,844,551,180口
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,474円	10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,414円
分配対象額			分配対象額		
10,000口当たり分配	H	10円	10,000口当たり分配	H	10円
金額			金額		
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,140,712円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,844,551円
第102期			第108期		
2024年 3月26日			2024年 9月26日		
2024年 4月25日			2024年10月25日		
費用控除後の配当等	A	0円	費用控除後の配当等	A	0円
収益額			収益額		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	337,361円	収益調整金額	C	2,644,720円
分配準備積立金額	D	306,368,719円	分配準備積立金額	D	249,388,700円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	306,706,080円	本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	252,033,420円
本ファンドの期末残存口数	F	2,093,800,473口	本ファンドの期末残存口数	F	1,794,052,048口
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,464円	10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,404円
分配対象額			分配対象額		
10,000口当たり分配	H	10円	10,000口当たり分配	H	10円
金額			金額		
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,093,800円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,794,052円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第17特定期間	第18特定期間
		自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日

1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に 関する法律第2条第4項に定める証券投資 信託であり、信託約款に規定する「運用 の基本方針」に従い、有価証券等の金融 商品に対して投資として運用することを 目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類 は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、投資信託受 益証券の価格変動リスク、為替変動リス ク及び金利変動等の市場リスク、信用リ スク及び流動性リスク等に晒されており ます。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社では、投信管理部門において、 運用パフォーマンスの評価・分析及び運 用に係るリスクのモニタリングならびに 関係法令・運用の基本方針等の遵守状況 のモニタリングを行っております。モニ タリングの結果はコンプライアンス部及 び社内に設置されたリスク管理委員会に 報告されます。リスク管理委員会は投信 管理部門からの報告事項に対して、必要 な報告聴取、調査、リスクの評価分析及 び是正勧告等の監督を行っております。 運用の外部委託を行う場合は、当該外部 運用委託先に対し定期的に前述と同等程 度の報告を義務付けることにより、リス ク管理を実施しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第17特定期間 2024年4月25日現在	第18特定期間 2024年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時 価で評価しているため、貸借対照表計上 額と時価の差額はありません。	同左	
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注 記)に記載しております。	有価証券 売買目的有価証券 同左	
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左	

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第17特定期間 自 2023年10月26日 至 2024年4月25日	第18特定期間 自 2024年4月26日 至 2024年10月25日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,317,241,992円	2,093,800,473円
期中追加設定元本額	28,394,427円	37,570,552円
期中一部解約元本額	251,835,946円	337,318,977円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17特定期間 自 2023年10月26日 至 2024年4月25日	第18特定期間 自 2024年4月26日 至 2024年10月25日
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	3,819,492	-
親投資信託受益証券	-	10
合計	3,819,492	10

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	TCWファンズ-TCWグローバル・ディビデンド・スター・プレミアム・ファンド カレンシー・プレミアム・シェアクラス	210,176.1	513,880,564	
投資信託受益証券 合計		210,176.1	513,880,564	
親投資信託受益証券	あおぞら・マネー・マザーファンド	99,991.00	99,241	
親投資信託受益証券 合計		99,991.00	99,241	
	合計	310,167.1	513,979,805	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

本ファンドは「あおぞら・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

あおぞら・マネー・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024年 4月25日現在	2024年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	99,312,066	99,339,535
未収利息	27	299
流動資産合計	99,312,093	99,339,834
資産合計	99,312,093	99,339,834
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	100,088,055	100,087,455
剩余金		
剩余金又は欠損金()	775,962	747,621
元本等合計	99,312,093	99,339,834
純資産合計	99,312,093	99,339,834
負債純資産合計	99,312,093	99,339,834

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 4月25日現在	2024年10月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 100,088,055口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 100,087,455口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 775,962円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 747,621円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9922円 (10,000口当たり純資産額) (9,922円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9925円 (10,000口当たり純資産額) (9,925円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針		本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク		本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		委託会社では、投信管理部門において、運用パフォーマンスの評価・分析及び運用に係るリスクのモニタリングならびに関係法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングを行っております。モニタリングの結果はコンプライアンス部及び社内に設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督を行っております。 運用の外部委託を行う場合は、当該外部運用委託先に対し定期的に前述と同等程度の報告を義務付けることにより、リスク管理を実施しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2024年 4月25日現在	2024年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日	自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2023年10月26日	2024年 4月26日
期首元本額	100,088,485円	100,088,055円
期末元本額	100,088,055円	100,087,455円
期中追加設定元本額	-円	-円

期中一部解約元本額 元本の内訳*	430円	600円
あおぞら・世界配成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）	99,991円	99,991円
あおぞら・マネーファンド（適格機関投資家専用）	99,988,064円	99,987,464円

(注)*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下は2024年10月31日現在のファンドの現況であります。

【あおぞら・世界配成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

資産総額	531,096,229円
負債総額	119,109円
純資産総額（ - ）	530,977,120円
発行済口数	1,796,542,437口
1口当たり純資産額（ / ）	0.2956円

（参考）

あおぞら・マネー・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	99,341,628円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	99,341,628円
発行済口数	100,087,455口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9925円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換えの事務など

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解

約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2024年10月末現在)

資本金の額	: 4億5,000万円
発行する株式の総数	: 45,000株
発行済株式総数	: 18,000株
過去5年間における主な資本金の増減	: 該当事項はありません。

(2) 会社の機構(2024年10月末現在)

会社の意思決定機構

経営の意思決定ならびに業務執行における重要事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に従い委託会社の業務執行の全般について指揮統括します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、投資委員会において行われます。投資委員会は、代表取締役、常勤取締役、運用部ならびに関係各部署の代表で構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。商品企画部は、ファンドの商品企画・設計を行い、運用部は「運用の基本方針」を策定し、投資委員会に上程します。投資委員会において、運用部から上程されるファンドの「運用の基本方針」、ファンド・オブ・ファンズに組入れるファンド、運用権限の一部委託先等について、国内外の経済・市場状況、競合状況、販売会社等を通じた需要等を勘案し議論、分析を行い、合議のうえ、その諾否を決定します。運用部は、投資委員会で承認された運用方針に基づき、ファンド毎の運用計画を策定または事後チェック体制に基づいて運用の指図を行います。

投資対象ファンドの組入れまたは運用権限の委託を行う場合、組入れ後または運用開始後、定期的に運用体制、リスク管理体制等に関して適宜に調査・評価を行っています。また、ファンドの運用に関する関係法人に対して、定期的に運用状況ならびに運用ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容をリスク管理委員会に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として第二種金融商品取引業にかかる業務の一部として勧誘業務を行うことができます。

なお、2024年10月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	36	450,807,903,778
単位型株式投資信託	10	17,032,290,866
合計	46	467,840,194,644

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるあおぞら投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」といふ。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度に係る中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度末 (2023年3月31日現在)		当事業年度末 (2024年3月31日現在)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	2		688,645		1,341,600
前払費用			6,921		10,637
未収委託者報酬			1,092,830		1,706,098
未収入金			26,551		0
立替金			25,707		-
流動資産計			1,840,656		3,058,337
固定資産					
有形固定資産	1				
建物		10,378	10,675	18,986	19,486
器具備品		297		499	
無形固定資産			24,341	18,750	18,750
ソフトウェア		24,341	20,684	36,148	36,148
投資その他の資産			20,684		
繰延税金資産			55,701		74,384
固定資産計			1,896,358		3,132,721
資産合計					
(負債の部)					
流動負債					
未払金					
未払手数料	2	559,580	799,628	876,900	1,243,093
その他未払金	2	240,048		366,193	
未払費用			1,244		1,710
未払法人税等			21,227		66,693
未払消費税等			48,538		75,401
預り金			14,644		11,909
流動負債計			885,284		1,398,808
固定負債					
資産除去債務			12,431		22,763
固定負債計			12,431		22,763
負債合計			897,715		1,421,572
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			450,000		450,000
資本準備金		450,000		450,000	
利益剰余金			98,642		811,149
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		98,642		811,149	1,711,149
純資産合計			998,642		
負債・純資産合計			1,896,358		3,132,721

(2)【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年 3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬					
営業収益計		2,331,797	2,331,797	3,612,275	3,612,275

営業費用							
支払手数料	2	1,184,011			1,844,928		
支払投資顧問料		17,361			14,032		
広告宣伝費		35,907			22,230		
調査費		22,137			41,978		
委託計算費		35,600			44,462		
営業雜経費		104,682			101,345		
通信費		4,121			4,955		
印刷費		99,106			94,509		
協会費		1,454			1,880		
営業費用計				1,399,702			2,068,978
一般管理費							
給料	2	307,110			376,478		
役員報酬		69,090			89,737		
給料・手当		185,688			211,324		
賞与		52,331			75,416		
法定福利費	2	38,397			37,594		
その他人件費		1,871			-		
交際費		1,188			6,484		
寄付金		-			2,000		
会議費		266			1,259		
旅費交通費		8,987			13,429		
租税公課		14,026			21,228		
不動産賃借料	2	15,766			25,291		
賃借料	2	4,297			6,004		
固定資産減価償却費	1	2,849			6,660		
資産除去債務利息費用		99			161		
支払報酬料		6,341			7,778		
消耗品費		371			4,373		
外注費		3,996			3,996		
保守修理費		6,677			7,370		
保険料		291			333		
送金手数料		2,152			4,751		
一般管理費計		414,689			525,194		
営業利益		517,405			1,018,102		
営業外収益							
受取利息	2	3			6		
雑収入		71			168		
営業外収益計				74			174
営業外費用							
雑損失			-			65	
営業外費用計							65
経常利益							1,018,211
税引前当期純利益							1,018,211
法人税、住民税及び事業税							321,168
法人税等調整額							15,464
当期純利益							712,506

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	450,000	450,000	450,000	274,353	274,353	625,646	
当期変動額							
当期純利益				372,995	372,995	372,995	
当期変動額合計	-	-	-	372,995	372,995	372,995	

当期末残高	450,000	450,000	450,000	98,642	98,642	998,642	998,642
-------	---------	---------	---------	--------	--------	---------	---------

当事業年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日) (単位:千円)

資本金	株主資本				純資産合計	
	資本準備金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金合計		
当期首残高	450,000	450,000	450,000	98,642	98,642	
当期変動額						
当期純利益				712,506	712,506	
当期変動額合計	-	-	-	712,506	712,506	
当期末残高	450,000	450,000	450,000	811,149	811,149	
				1,711,149	1,711,149	

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10~15年
器具備品	3~15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

2. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、あおぞら銀行株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	前事業年度 (2023年 3月31日現在)	当事業年度 (2024年 3月31日現在)
	3,575千円	6,043千円

2. 関係会社に対する資産・負債

流動資産 預金 流動負債 未払手数料 その他未払金	前事業年度 (2023年 3月31日現在)	当事業年度 (2024年 3月31日現在)
	141,652千円	584,487千円

(損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

有形固定資産 無形固定資産	前事業年度 (2023年 3月31日現在)	当事業年度 (2024年 3月31日現在)
	614千円 2,234	1,068千円 5,591

2. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
支払手数料	334,380千円	552,935千円
給料	307,110	372,428
法定福利費	37,844	36,896
不動産賃借料	15,766	25,291
賃借料	3,446	4,927
受取利息	1	3
法人税、住民税及び事業税	131,158	263,684

当該金額は、グループ通算制度により、通算親会社と授受する金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

当事業年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されています。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2023年 3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,092,830	1,092,830	-
(2) 未収入金	26,551	26,551	-
(3) 立替金	25,707	25,707	-
資産計	1,145,089	1,145,089	-
(1) 未払手数料	559,580	559,580	-
(2) その他未払金	240,048	240,048	-
負債計	799,628	799,628	-

当事業年度(2024年 3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,706,098	1,706,098	-
(2) 未収入金	0	0	-
資産計	1,706,099	1,706,099	-
(1) 未払手数料	876,900	876,900	-
(2) その他未払金	366,193	366,193	-
負債計	1,243,093	1,243,093	-

(注1)「現金・預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近く似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日現在)		(単位:千円)
	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,092,830	-
(2) 未収入金	26,551	-
(3) 立替金	25,707	-
合計	1,145,089	-

当事業年度(2024年3月31日現在) (単位:千円)

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,706,098	-
(2) 未収入金	0	-
合計	1,706,099	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2024年3月31日現在)
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2024年3月31日現在)

区分	時価(単位:千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収委託者報酬	-	1,706,098	-	1,706,098
未収入金	-	0	-	0
資産計	-	1,706,099	-	1,706,099
未払手数料	-	876,900	-	876,900
その他未払金	-	366,193	-	366,193
負債計	-	1,243,093	-	1,243,093

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収委託者報酬及び未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払手数料及びその他未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	(千円)	当事業年度 (2024年3月31日現在)	(千円)
繰延税金資産				
未払費用		381		523
未払賞与		18,111		21,007
資産除去債務		3,806		6,970
未払事業税		5,105		12,719
税務上の繰越欠損金(注2)		6,376		-
繰延税金資産小計		33,781		41,221
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)		6,376		-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		3,806		-
評価性引当額小計(注1)		10,183		-

繰延税金資産合計	23,598	41,221
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	2,913	5,072
繰延税金負債合計	2,913	5,072
繰延税金資産(負債)の純額	20,684	36,148

(注) 1. 評価性引当額が10,183千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金が課税所得に充当されたことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年3月31日) (単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	1,879	3,106	-	1,390	6,376
評価性引当額	-	-	1,879	3,106	-	1,390	6,376
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2024年3月31日) (単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	-	-
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
	実効税率	(調整)	実効税率	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1		0.2	
住民税均等割	0.1		0.0	
評価性引当額の減少	3.3		1.0	
その他	0.5		0.2	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9%		30.0%	

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、あおぞら銀行株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から360箇月と見積り、割引率は0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 資産除去債務の総額の増減

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	12,331	12,431
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	22,627
時の経過による調整額	99	161
資産除去債務の履行による減少額	-	12,456
期末残高	12,431	22,763

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022年4月1日至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
営業収益	2,331,797	3,612,275
うち委託者報酬	2,331,797	3,612,275
公募投資信託から生じるもの	2,177,076	3,445,798
私募投資信託から生じるもの	154,720	166,476

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約及び履行義務に関する情報

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等について、履行義務を負っています。委託者報酬額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。

(2) 取引価格の算定に関する情報

委託者報酬の金額は、信託期間を通じて毎日、投資信託の日々の純資産総額に対する一定の固定料率を乗じて計算されます。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

当社の日々のサービス提供時に、信託期間の経過とともに一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有直接100%	役員の受入出向者の受入事務代行グルーピング通算制度親会社への支払	税額のうちグループ通算制度親会社への支払	131,158	その他未払金	131,158
							出向者負担金	344,954	その他未払金	59,525
							代行手数料	334,380	未払手数料	162,166

当事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有直接100%	役員の受入出向者の受入事務代行グルーピング通算制度機器の賃借	税額のうちグループ通算制度親会社への支払	263,684	その他未払金	263,684
							出向者負担金	409,324	その他未払金	68,606
							賃借料	4,927	その他未払金	465
							代行手数料	552,935	未払手数料	277,387

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	71,549	未払手数料	6,242

当事業年度(自 2023年4月1日至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	79,416	未払手数料	7,725

(注)1. 上記(ア)~(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
 (2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)あおぞら銀行(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額		55,480.15円	95,063.86円
1株当たり当期純利益金額		20,722.00円	39,583.71円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益(千円)		372,995	712,506
普通株主に帰属しない金額(千円)		-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)		372,995	712,506
普通株式の期中平均株式数(株)		18,000	18,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
科目	注記番号	内訳(千円)	金額(千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			1,552,992
前払費用			5,067
未収委託者報酬			1,430,301
未収入金			10
流動資産計			2,988,372
固定資産			
有形固定資産	1		18,904
建物		18,496	
器具備品		407	
無形固定資産			16,250
ソフトウェア		16,250	
投資その他の資産			29,908

繰延税金資産		29,767	
敷金差入保証金		141	
固定資産計			65,062
資産合計			3,053,434
(負債の部)			
流動負債			
未払金			893,818
未払手数料		751,275	
その他未払金		142,543	
未払費用			16,711
未払法人税等			34,179
未払消費税等			21,762
預り金			26,592
賞与引当金			30,914
流動負債計			1,023,979
固定負債			
資産除去債務			22,855
固定負債計			22,855
負債合計			1,046,835
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			450,000
資本剰余金			450,000
資本準備金		450,000	
利益剰余金			1,106,599
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,106,599	
純資産合計			2,006,599
負債・純資産合計			3,053,434

(2)中間損益計算書

期別		当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬		1,895,171	1,895,171
営業収益計			
営業費用			
支払手数料		990,742	
支払投資顧問料		6,140	
広告宣伝費		16,803	
調査費		43,999	
委託計算費		36,875	
営業雑経費		50,664	
通信費		3,191	
印刷費		46,303	
協会費		1,169	
営業費用計			1,145,225
一般管理費			
給料		231,846	
役員報酬		41,176	
給料・手当		143,069	
賞与		16,685	
賞与引当金繰入額		30,914	
法定福利費		25,865	
採用費		6,647	
福利厚生費		784	
交際費		1,437	
会議費		865	

旅費交通費		7,951	
租税公課		10,957	
不動産賃借料		14,563	
賃借料		4,008	
固定資産減価償却費		3,081	
資産除去債務利息費用		91	
支払報酬料		5,398	
消耗品費		817	
外注費		1,998	
保守修理費		2,904	
保険料		405	
送金手数料		3,684	
一般管理費計			323,310
営業利益			426,635
営業外収益		68	
受取利息		9	
雑収入			78
営業外収益計			426,714
経常利益			426,714
税引前中間純利益			124,883
法人税、住民税及び事業税			6,380
法人税等調整額			295,450
中間純利益			

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	純資産合計		
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	450,000	450,000	450,000	811,149	811,149	1,711,149	1,711,149		
当中間期変動額									
中間純利益				295,450	295,450	295,450	295,450		
当中間期変動額合計	-	-	-	295,450	295,450	295,450	295,450		
当中間期末残高	450,000	450,000	450,000	1,106,599	1,106,599	2,006,599	2,006,599		

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～30年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

2. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、あおぞら銀行株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提と

した会計処理を行っております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間（2024年 9月30日現在）

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,625千円
-------------------	---------

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）

1. 有形固定資産の減価償却実施額	581千円
無形固定資産の減価償却実施額	2,500千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2024年 9月30日現在）

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
未収委託者報酬	1,430,301	1,430,301	-
資産計	1,430,301	1,430,301	-
未払手数料	751,275	751,275	-
その他未払金	142,543	142,543	-
負債計	893,818	893,818	-

(注) 「現金・預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、「未収入金」については、還付税金であり、金額的にも極めて僅少であることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2024年 9月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2024年 9月30日現在）

区分	時価(単位：千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収委託者報酬	-	1,430,301	-	1,430,301
資産計	-	1,430,301	-	1,430,301
未払手数料	-	751,275	-	751,275
その他未払金	-	142,543	-	142,543
負債計	-	893,818	-	893,818

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収委託者報酬

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払手数料及びその他未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日ま

での期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	22,763
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	91
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	22,855

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとのれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
営業収益	1,895,171
うち委託者報酬	1,895,171
公募投資信託から生じるもの	1,817,215
私募投資信託から生じるもの	77,955

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）

1株当たり純資産額 111,477.75円

1株当たり中間純利益金額 16,413.90円

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
中間純利益（千円）	295,450
普通株主に帰属しない金額（千円）	-

普通株式に係る中間純利益（千円）	295,450
普通株式の期中平均株式数（株）	18,000

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

- 委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。
- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
 - (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
 - (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
 - (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
 - (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1)定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2)訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額 : 51,000百万円（2024年3月末現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323百万円	
とうほう証券株式会社	3,000百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行います。

- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行います。

3 【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
販売会社である株式会社あおぞら銀行は、委託会社の株式を18,000株（持株比率100.0%）保有しています。（2024年3月末現在）

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
ファンドの基本的性格など
委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することができます。
ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することができます。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることができます。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することができます。
当初元本額についての記載。
基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。
- (10) 目論見書の巻頭に以下を記載することができます。

ご投資家の皆さんへ

「くらだし」は、相対的に好配当で、長期に亘って連続増配または安定配当を継続している「S&P500配当貴族指数」(米国)と「S&Pグローバル配当貴族指数」の構成銘柄を中心に、世界の好配当大型銘柄に厳選して投資しています。

また、「増配」+「好配当」に加え、株式と通貨のカバードコール戦略を用いることによって、値上がり益の可能性を一部放棄し、上乗せのインカム収入(オプション・プレミアム)を得ることで、基準価額の変動を低減することを目指しています。

「くらだし」は、いわば攻めと守りのインカム追求の投資手法で、リスクを抑えながらご投資家の皆さまのニーズにお応えすることを目指しています。

今後とも「くらだし」を末永くご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

あおぞら投信

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月6日

あおぞら投信株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 栄亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・世界配成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら・世界配成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あおぞら投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 実亮
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。